

協会だより

No. 119

平成30年6月1日

東京都風俗環境浄化協会

管理者講習会(7月~10月)

入梅の候、紫陽花の彩りが一段と濃くなり、日差しが眩しい季節になりました。さて、本年7月から同10月までの間に、風俗営業所管理者講習会は次の通り実施されます。

この講習は法律に定められたもので、営業所の管理者として選任された日からおおむね3年に1回受講することが義務づけられております。営業者の皆様は、東京都公安委員会から「管理者講習通知」を受けたときには、必ず管理者を受講させなくてはなりません。しかし、病気その他やむを得ない理由により管理者を受講させることができない場合は、当該講習実施予定日の10日前までに、同公安委員会に受講させることができない旨及びその理由を記載した書面を提出しなければなりません。

詳しくは、最寄りの警察署生活安全課の担当者までお問い合わせ下さい。なお、正当な理由がなく受講させなかった場合には、行政処分の対象ともなります。

月	日・曜日	業種	会場	警察署
7月	5日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	新宿文化センター3階	世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、牛込、新宿、代々木、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪警察署管内の営業所
	12日(木)	接待飲食等営業	としま産業振興プラザ 6階	本富士、池袋警察署管内の営業所
	18日(水)	接待飲食等営業	としま産業振興プラザ 6階	富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、目白、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、光が丘、石神井、練馬警察署管内の営業所
	23日(月)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	としま産業振興プラザ 6階	富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、目白、滝野川、王子、赤羽、板橋、志村、高島平、光が丘、石神井、練馬警察署管内の営業所
	26日(木)	ぱちんこ営業	としま産業振興プラザ 6階	麹町、神田、万世橋、中央、久松、築地、丸の内、月島、愛宕、三田、高輪、麻布、赤坂、品川、大井、東京湾岸、大崎、荏原、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、牛込、新宿、戸塚、四谷、中野、野方、杉並、高井戸、荻窪警察署管内の営業所
9月	13日(木)	ぱちんこ営業	としま産業振興プラザ 6階	世田谷、北沢、玉川、成城、目黒、碑文谷、渋谷、原宿、代々木、富坂、大塚、本富士、駒込、巣鴨、池袋、目白、王子、赤羽、板橋、志村、滝野川、高島平、練馬、光が丘、石神井警察署管内の営業所
	21日(金)	接待飲食等営業	サンパール荒川3階	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、綾瀬、竹の塚警察署管内の営業所
	27日(木)	遊技場営業 (ぱちんこを除く)	亀戸文化センター3階	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、綾瀬、竹の塚、深川、城東、本所、向島、亀有、葛飾、小松川、葛西、小岩警察署管内の営業所
10月	4日(木)	接待飲食等営業	亀戸文化センター3階	本所、小岩警察署管内の営業所
	11日(木)	接待飲食等営業	亀戸文化センター3階	深川、城東、向島、亀有、葛飾、小松川、葛西警察署管内の営業所
	19日(金)	ぱちんこ営業	サンパール荒川3階	上野、下谷、浅草、蔵前、尾久、南千住、荒川、千住、西新井、綾瀬、竹の塚、深川、城東、本所、向島、亀有、葛飾、小松川、葛西、小岩警察署管内の営業所
	25日(木)	接待飲食等営業	八王子労政会館2階	青梅、五日市、福生、八王子、南大沢、高尾、町田、日野、多摩中央警察署管内の営業所
	30日(火)	接待飲食等営業	たましんRISURU ホール3階	昭島、立川、東大和、府中、田無、小金井、小平、東村山、武蔵野、三鷹、調布警察署管内の営業所

繁華街における「悪質営業店」の摘発!

○ 無許可特定遊興飲食店営業を全国初摘発!

○ 本年一月、東京都内で「深夜酒類提供飲食店」を営む関係者ら三名が風適法違反(無許可特定遊興飲食店営業)で全国初摘発されました。

○ 被疑者らは、共謀の上、東京都公安委員会から特定遊興飲食店営業の許可を受けないで、平成三十年一月、東京都渋谷区内の営業所において、不特定の飲食客に対し、深夜に音楽や照明の演出等を行いダンス等をさせ、かつ酒類を提供して飲食させる等遊興飲食させ、もって無許可で特定遊興飲食店営業を営んだものです。

○ 被疑者らの営業は、
 ・ 営業が認められないエリアであった。
 ・ 行政入りにより無許可営業で始末書を徴収されていた。
 ・ 警察の行政指導を無視して違法営業を繰り返していた。

○ 検挙された被疑者は、
 ・ 私の指示でこのような営業をさせたことに間違いな話しているそうです。

○ 特定遊興飲食店は、
 従来の風俗営業には属さない営業形態で深夜、遊興、酒類の提供という三要素を満たすものとして、公安委員会の許可を必要とする営業です。営業形態には「鑑賞型」と「参加型」があるとされ、接待はできない営業となっております。

○ 八丈島の深夜酒類提供飲食店を無許可風俗営業違反で初摘発!
 本年二月、東京都八丈島内の「深夜酒類提供飲食店」において客の接待をして

遊興及び飲食させる営業を営んでいた外国人女性二名が、風適法の無許可風俗営業違反で初摘発されました。

○ 被疑者らは、共謀の上、東京都公安委員会から風俗営業の許可を受けないで、平成三十年二月及び三月、東京都八丈島所在の店舗において、不特定の飲食客に対し、酒類を提供し、客席に同席して会話の相手になるなど接待をして遊興飲食させ、もって設備を設けて無許可で風俗営業を営んだものです。

○ 検挙された被疑者らは、
 ・ 警察に指導を受けた後も、なまなまになってやっていた等と話しているそうです。

○ 平成二十九年中の行政処分状況
 昨年一年間の行政処分件数、違反種別については次のようになっています。
 ・ 行政処分の件数は、
 百三十件 内取消二十件
 指示処分 千四百三十八件
 ・ 営業停止、取消に係る主な違反種別は、
 卑わい行為 四十一件
 客引き 二十四件
 時間外営業 十六件
 となっております。

「風俗営業まめ知識」

○ 管理者の業務内容が追加
 ばちんこの依存問題については、平成二十八年十二月に成立した「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」の付帯決議において、ギャンブル等依存症への対策の強化が求められるなど、ばちんこ等への依存防止対策は喫緊の課題となっております。

平成二十九年九月、過度な遊技の抑制を図るために、出玉規制の強化や管理者の業務への依存防止対策の追加等を内容とする施行規則及び遊技機の認定及び型式

の検定等に関する規則の一部を改正する規則が公布され、平成三十年二月一日から施行されました。それに伴い、ばちんこ等への依存防止対策として、客がする遊技が過度にわたらないように、情報の提供やその他必要な措置を講ずることなどが、管理者の業務として規定されたものです。

依存症防止対策に資する具体的な取組の例として、

- ① 依存防止に関する相談窓口等を掲載したポスター等の店内掲示
- ② 依存防止に関する相談窓口等の営業所の広告への掲載
- ③ 客自身又はその家族からの申告に基づき、遊技使用上限金額を決めるなどして、過度な遊技を予防する仕組みの活用
- ④ 過度な遊技を行わないように客に対する注意喚起の実施
- ⑤ 賞品提供時の年齢確認の実施等による徹底
- ⑥ 初心者等に対する適度な遊技方法の案内
- ⑦ 依存防止対策についての従業者への教育

等七項目があります。
 カジノ法案の今後
 平成二十八年十二月にカジノ法案が成立し、本年四月には、
 ・ カジノ店入場料等 一回六千円

- ・ 日本人と国内在住の外国人から徴収 入場回数
- ・ 週三回かつ月十回まで
- ・ カジノ施設の規模
- ・ IR面積全体の三%
- ・ IR認定区域の上限数 三カ所
- ・ 区域上限数の見直し時期
- ・ 一カ所目の認定から七年経過後
- ・ 収益の一部を国などに納める納付金

率の割合
 定率三十%
 とし、カジノ規制項目の調整を終えませんでした。今後は、法案を閣議決定し、国会成立を目指す予定ですが、国民の間では、ギャンブル依存症への懸念がなお強く残っているとされています。

お知らせ

○ 各種申請書、届出書の用紙の入手方法について
 公安委員会に提出する風俗営業関係の各種申請書、届出書等の用紙については、インターネットの警視庁ホームページの「各種手続」
 ・ 営業所を管轄する警察署(保安係)のいずれかで、入手できますのでご利用下さい。

○ 当協会発行の書籍について
 「風俗営業所等管理者の手びき」を販売しておりますのでご利用下さい。
 一冊 八〇〇円

風俗環境に関するご意見・苦情等について
 風俗環境に関するご意見や苦情等のあるときは、遠慮なく電話又はお手紙でご連絡下さい。

発行 平成三十年六月一日
 発行所 〒一〇二一〇〇〇三
 東京都文京区春日一五二二
 公益財団法人東京防犯協会連合会分室
 警視庁富坂庁舎内
 東京都風俗環境浄化協会
 ☎〇三―五六八九―六三七〇